

事務事業評価シート(事後評価)

事業コード 4-3-4	事務事業名 母子栄養食品支給事業	所管部課 市民部健康課
----------------	---------------------	----------------

事務事業の概要	事務事業の目的	根拠法令等
	母子保健法第14条の規定に基づき、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、栄養の摂取につき必要な援助をすることを目的とする。	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要：補助団体の概要（団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等）、補助金の概要（国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額）等 ※該当する予算事業名・節目を明記する 対象者は、市町村民税非課税世帯及び所得税非課税世帯の妊産婦及び乳児となり、支給品目は妊産婦が牛乳1日1本、乳児が粉ミルク月1缶となる。 （予算事業名 04.01.03.15母子栄養管理事業費(母子栄養食品支給費)）	
事業開始時期	合併前	実施形態 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ()

事業費データ	項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	事業費(A)			44	11	34
財源内訳	国庫支出金・都支出金	千円				
	地方債					
	その他 ()					
	一般財源		44	11	34	280
所要人員(B)	人	0.02	0.02	0.02	0.02	
人件費(C)=平均給与×(B)	千円	163	154	159	164	
臨時職員賃金等(C')	千円					
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円	207	165	193	444	
単位当たりコスト						
(E)=(D)/ (受給者数)	千円	41	82	48		

評価指標の設定	活動等指標	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	①受給者数	実績値	人	5	2	4
②支給延べ日数	実績値	日	540	150	420	—
《指標の説明・数値変化の理由 など》 支給延べ日数は、1ヶ月を30日で計算						
評価指標の設定	成果指標	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	一 目標値:1日の必要カロリー	目標値	700	700	700	
	実績値:1日の支給カロリー (生後9月の男児の場合)	実績値	147	147	147	
	二 元気な子どもの数	目標値 実績値				
《指標の説明・数値変化の理由 など》 栄養強化という目的に対して、どの程度達成できているか。						

事業環境等	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	本制度により妊婦が牛乳の支給を望むケースが少ない。	
	都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)	<input checked="" type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	事業を廃止している市あり。
	代替・類似サービスの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	生活福祉課で、生活保護費受給者には、母子加算及び妊産婦加算額を支給している。

【一次評価】

検証項目		ランク	一次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	1	廃止	<p>本事業は、妊産婦等に対し、栄養摂取につき必要な援助をすることを目的に、栄養となる食品(牛乳・粉ミルク)を支給している。</p> <p>ここ数年、本サービスの利用者数は低く、また、利用対象となる妊婦からは食品支給の希望はなく、産婦・乳児へのミルク支給があるのみである。</p> <p>妊産婦等への栄養指導等は、これまで保健師、栄養士が対応する中で、個々の対象者の生活に沿った相談体制がとれている。</p> <p>他の自治体の実施状況を鑑みても、栄養摂取のための食品支給は見直しの方向にある。</p> <p>以上のことから、食品支給に関する本事業は、廃止するとともに、母子栄養相談等をより充実する等、本事業の対象としていた食品支給に関しては、相談事業の中で適切な指導を行うことで対応していく。</p>
	事業の必要性	1		
	事業主体の妥当性	1		
B	直接のサービスの相手方	1		
	事業内容等の適切さ	1		
	受益者負担の適切さ	1		
C	市民ニーズの把握	1		

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【二次評価】

検証項目		ランク	二次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	1	廃止	<p>母子保健法では市町村の妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する栄養の摂取に関する援助努力を定めているが、食品の直接支給を義務付けるものではない。</p> <p>また、生活保護受給者について、母子加算及び妊産婦加算額の支給により食物確保等の負担援助がなされている。</p> <p>本事業の妊産婦牛乳1日1本、乳児粉ミルク月1缶支給が栄養摂取において要素を占めているとは言えず、また当該食品についての要望も低い。</p> <p>市では、個別対象者の生活に沿った栄養相談体制をとり適切な栄養摂取についての援助を行っている。</p> <p>対象者に対しては、当該食物の支給援助よりも指導、相談等による適切な栄養摂取知識の取得が妊産婦又は乳児若しくは幼児の栄養摂取にとって有効と考える。</p> <p>以上のことから、当事業の廃止は妥当であり、他の代替サービス等への取組によって目的の達成を図るべきである。</p>
	事業の必要性	1		
	事業主体の妥当性	1		
B	直接のサービスの相手方	1		
	事業内容等の適切さ	1		
	受益者負担の適切さ	1		
C	市民ニーズの把握	1		

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
対象外	

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
廃止	<p>母子保健法に定める妊産婦への栄養摂取についての必要な援助は、本事業以外の代替サービスを行うことにより目的を達成できると考えられることから、二次評価のとおり、本事業については廃止すべきである。</p> <p>ただし、本事業利用の契機となっていた入院・助産制度の相談時においては、生活保護制度の紹介や栄養指導の案内など丁寧な対応により、対象者に代替サービスが確実に行き届くよう十分配慮されたい。</p>

【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】

改善の方向性・スケジュール	<p>経済的理由により保健指導を受け難い妊産婦については、医師等による健康診査及び保健指導があり、それには保健指導票の交付申請手続がある。その際に妊産婦・乳幼児の栄養摂取に関する相談の案内をきめ細かく行うことで、これまでのようにミルク等を支給するだけでなく、栄養摂取や食生活全般に対する相談や助言を行っていく。</p> <p>平成27年度:新規受付廃止。平成26年度支給決定者への支給終了をもって事業を廃止する。</p>
---------------	--